

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額（上限）及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照合等の紹介のサービスに付随するサービス	手数料は、求職者の就職後の１年目の年収額（内定書や労働条件通知書等に記載されている、基本給、各手当、賞与、インセンティブ、サイン・オン・ボーナスを含む）の５０％に相当する額、または、５０００万円のいずれか高い方を上限とし、求人者との契約書に定める内容とする。 手数料負担者は 求人者（求人企業） とする。
特定の条件による特別な求職者の開拓や、そのための調査・探索	手数料は、求職者の就職後の１年目の年収額（内定書や労働条件通知書等に記載されている、基本給、各手当、賞与、インセンティブ、サイン・オン・ボーナスを含む）の５０％に相当する額、または、５０００万円のいずれか高い方を上限とし、求人者との契約書に定める内容とする。 手数料負担者は求人者（求人企業） とする。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-315571

事業所の名称及び所在地 JAMESON Partners 合同会社

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号 新国際ビル８階